

はじめに

ラジオ放送はアメリカで一九二〇年十一月に登場すると、そのわずか五年後の一九二五年三月には、日本で最初のラジオ放送が行われた。音声で瞬時的な伝播力をもつラジオは、その当時、聴取者に容易に情報伝達を可能とする優れたメディアであった。インターネット、映像、音声、文字などさまざまな組織、機関やメディアが共存している現在では、ラジオはメディア形態の一つに過ぎないが、かつては時代の動きに大きな影響を与えたと言っても過言ではない。また、ラジオ時代とともに現れたさまざまな副産物が、現在でも残っている。そのなかで、日本でもっとも知られているのが、当時、ラジオ放送を運営していた、百年近い歴史をもつ日本放送協会であろう。

ラジオ放送は長い歴史のなかで、貴重な経験や示唆を数多く私たちに残している。たとえば、現代メディアの基盤となっているラジオによる情報伝達モデル、放送コマシャルの原型であるラジオ広告放送など、ラジオによって生まれた無形知的財産は数えきれない。社会的な役割や文化的なメディア形態としてのラジオの価値は、現在の情報伝達手段としてのラジオの価値を越えていると言える。メディア史、文化史などの分野でのラジオの足跡をたどり、埋没した史実を発掘し、再検討することは、ラジオ放送史研究の今日的意義があるだろう。本書は満洲国¹のラジオ放送事業をテーマとしているが、その理解を深めるために、関連分野における先行研究を概観しておくことにする。

日本におけるラジオ放送と戦争との関連についての歴史的研究では、元放送関係者の竹山昭子による一連の研究がある。『戦争と放送 史料が語る戦時下情報操作とプロパガンダ』²⁾を始め、『史料が語る太平洋戦争下の放送』³⁾『太平洋戦争下 その時のラジオは』⁴⁾などは、詳細な資料調査に基づき、日本における戦争と放送との関係を明らかにしている。特に太平洋戦争期にラジオというメディアが如何に機能していたかについて、放送と国策との関係、放送が民衆に与えた影響について分析と史料検証を通して解明している。これらは歴史研究のなかにおいて、ラジオ放送が日本で発揮したプロパガンダ機能についてのもっとも堅実な研究だといえる。

一方、アメリカ中央諜報局がアメリカ国立公文書館で公開したOSS（第二次世界大戦中のアメリカ戦略諜報局）の資料に基づき、アメリカによる第二次世界大戦期の対日本放送諜略戦争について論じた『ブラック・プロパガンダ…謀略のラジオ』⁵⁾は、戦争におけるプロパガンダの展開に関する研究書である。アメリカ対日本という新しい視角から、ラジオが日本、そして戦争に与えた影響をまとめており、ラジオ放送の研究に新史料と新たな研究視点を提供した。

この流れのなかで、『ラジオの戦争責任』⁶⁾は、ラジオ放送の歴史を再検討し、放送と戦争に着目している。高嶋米峰、松下幸之助、下村宏などの日本のラジオ放送と関係深かった五名の人物を取り上げ、戦中だけでなく、戦前にまで遡っている。民衆はなぜ戦争に巻き込まれたのかという問題意識から出発し、ラジオによる戦争のプロパガンダ機能は戦前から始まっていたとしている。

このほかにも、日本でのラジオに関する研究は、さまざまな学術分野で盛んになっているが、特に戦争期のラジオ放送は当時、これに匹敵するものがないほどプロパガンダ機能を発揮したからに

ほかならない。しかし、これ以外にもう一つ、重要な点がある。それは、当時の日本によるラジオ放送が及んだ空間が、日本に限らず、朝鮮、台湾などの植民地にも広がっていたという事実である。日本により設立された朝鮮中央放送局の開局から終戦までの流れを著した『JODK消えたコールサイン』⁽⁷⁾のほか、日本占領期の朝鮮の二重放送に注目する Seo Jaekil (2010)、植民地における語学教育に尽力したラジオ放送に注目した「植民地朝鮮におけるラジオ『国語講座』 一九四五年までを通時的に」⁽⁸⁾、朝鮮通信局時代から終戦までの日本による朝鮮でのラジオ放送の歴史を紹介し、朝鮮のラジオ放送が当時の戦争に働きかけた機能を検討した「植民地朝鮮におけるラジオの役割」⁽⁹⁾、帝国日本の文化権力として表象されたラジオ放送の性格を日韓比較のなかで明らかにした「帝国日本におけるラジオ放送の日韓比較（植民地朝鮮と帝国日本 民族・都市・文化）」⁽¹⁰⁾などのラジオに関する研究が次々と現れている。また、植民地台湾時代のラジオに視点を置いた「植民地期台湾におけるラジオ放送の導入」⁽¹¹⁾などもある。

こうした研究の流れのなかで、満洲国でのラジオ放送についても研究を深めていく必要があるだろう。満洲国に関する経済、社会学、文学、歴史学などの分野での研究は、すでにさまざまな成果を収めている。朝鮮、台湾と同じく、満洲国でもラジオが活用されていたが、「五族協和」をスローガンとした満洲国では、二重放送という多言語（主に日本語と中国語）を同時に放送するシステムが存在したことは、特筆すべきことである。

近年、ラジオ放送と満洲国の関わりからの研究が蓄積されつつある。満洲国のラジオを総合的に検討した最初の代表的な研究は、「満洲における日本のラジオ戦略」⁽¹²⁾である。満洲国で発行された

機関誌『宣撫月報』のラジオに関する記事に基づき、当時の普及政策を紹介・分析し、放送番組の編成、検閲問題およびプロパガンダ機能を期待した日本の満洲国でのラジオ戦略に着目している。この研究は、満洲国でのラジオ放送事業に対する注目を喚起したと言える。

これに続き、『戦争・ラジオ・記憶』と『メディアのなかの「帝国」』で川島真が担当執筆した満洲国のラジオに関する論述も、先行研究としての代表的なものである。『戦争・ラジオ・記憶』の第二部第一章「満洲国とラジオ」では、放送内容の構成、聴取者の獲得、ラジオによる宣伝と動員を中心に、満洲国におけるラジオ放送事業の形成から太平洋戦争までの経緯と番組・内容の構造・特徴を概観している。『メディアのなかの「帝国」』第六章「『帝国』とラジオ——満洲国において『政治を生活すること』」では、満洲国における太平洋戦争戦時体制下の、思想戦の武器及び政治文化を作り出すツールとしてのラジオ放送を紹介している。これらは満洲国におけるラジオ放送の構造的輪郭および政治的性格をイメージすることができる。ラジオによって、民族、階層、性別を越えた動員が可能になり、帝国の一体化、および移民の促進・維持に役立ったが、「満人」（当時、中国人に対する呼び方）への浸透には限界があったとも指摘している。

以上の先行研究は、総合的な視角から、満洲国におけるラジオ放送をメディアシステムとして、その全体的な構造、内容および機能について論じたものである。一方で、特定の分野に注目し、満洲国におけるラジオ放送を論じた研究もある。関東州の大連放送局と『満洲ラヂオ新聞』を二つの軸にし、音声メディアとしてのラジオと文字メディアとしての新聞の連携を検討する「声の勢力版図——『関東州』大連放送局と『満洲ラヂオ新聞』の連携」⁽¹⁵⁾は、その一つである。放送された内容

と放送関係の記事を照合し、関東州におけるラジオ草創期の一側面を紹介し、日本人が主導した植民地放送の問題を論じている。

また、広告放送を中心として、放送広告業務の実態を解明し、事業成績を検討した研究もある。ここでは放送広告業務が放送事業の収益増には寄与せず、業務が形骸化していたことを指摘している。さらに、M T Tの放送広告業務の経験を満洲国放送事業の経験に置換し、それが戦後日本の商業放送事業のプロトタイプではなく、人的資源のプールとして機能した可能性を指摘する「満洲国放送事業の展開——放送広告業務を中心に——」⁽¹⁶⁾がある。

放送政策に対する検討を中心にした「満洲電信電話株式会社の多文化主義的放送政策」⁽¹⁷⁾は、多言語放送を実施したため、第一放送と第二放送という差異が、「国民統合」よりも「モザイク化」を推進したと満洲電々のラジオ放送政策の構造と展開を位置づけた。白戸の研究は、満洲国ラジオ放送の文化的機能を検討したものととして注目される。

他方、中国でも満洲国のラジオ放送に関心が示されている。中国のラジオ放送史を述べた『中国广播初転史稿』⁽¹⁸⁾では、中国東北地域におけるラジオ放送事業の歴史について言及している。ほかに「偽滿广播…強制灌輸植民思想」⁽¹⁹⁾、「偽滿时期的東北電信」⁽²⁰⁾などの研究があり、いずれも植民地における思想統制の道具としてのラジオの機能を強調したものである。

以上のように日本、植民地朝鮮、植民地台湾でのラジオ放送や満洲国のラジオ放送の研究が存在している。そして日本でのラジオ放送の研究では、戦時期に重点が置かれ、ラジオの戦時動員機能、

民衆への戦時宣伝などに目が向けられており、植民地朝鮮や満洲国でのラジオ放送の研究も似た傾向を示している。これは戦時期、ラジオの最大の機能がプロバガンダの面であったことと大いに関係している。ただ、白戸健一郎のように、政治的な機能面からではなく、文化的機能に視点を置くことは、今後の研究方向の転換を暗示しているかもしれない。

しかし、これまでの研究では、満洲国でのラジオ放送の歴史的概況や実情、放送内容や番組構成、ラジオ放送が果たしたさまざまな機能およびその効果に関する研究が欠落しているようである。たとえば、放送内容を検証することで、ラジオ放送が満洲国の社会や文化に与えた影響に対する考察や分析は、まだほとんど行われていない。

メディアとしてのラジオを研究するには、当時の文化状況とラジオの関係を明らかにし、ラジオ放送の機能及び効果の検証が必要であろう。当時の放送内容は、主に娯楽放送、報道放送および教育放送という三つの大きな放送分類があり、それぞれに多民族統合、プロバガンダ、国民創出（アイデンティティコントロール）などの理念にかなう内容と政策が存在していたことは間違いない。

本書は、ラジオ放送事業が満洲国でどのように確立、展開されたのか、どのような機能を発揮したのか、を日中双方の資料や文献に基づき検討しようとするものである。さらに、ラジオ放送の参与者（放送側、聴取側、関係機関など）及び参与過程を検討することで、メディア研究の視角から発信者の一方的な行為とみられる満洲国ラジオ放送のメカニズムを明らかにしている。

ラジオ放送の研究にとって、実際に放送された音声などの一次資料は不可欠である。先行研究で

も言及されているように、当時の放送録音盤は現在中国の吉林省档案馆に保存されているが、諸事情によりそれらに対する調査がこれまで困難であった。しかし、筆者の粘り強い交渉の結果、現地での調査がようやく認められ、吉林省档案馆所蔵の「録音盤目録」を手に入れることができた。それらの多くはニュース放送であることがはじめてわかった。さらに、二百項目以上のニュースタイトルのほか、数多いラジオ講演の録音、電々記者の現地調査の録音、対談のタイトルおよび内容紹介を把握することができた。これらはすべて新発掘の情報であり、本書で必要に応じて各章の論証材料として用いている。そのほか、当時の各新聞、雑誌、また録音盤目録に実況録音に関する記載が数多く存在している。これらの大部分は、タイトルと簡単な内容紹介にすぎないが、放送の内容構成に対する検討、特に報道放送に対する分析には貴重な資料だといえる。

また満洲国のラジオ放送の中には、当時の社会状況および文化状況を写實的に反映した内容も多く残されている。祝日、祭日、重大事件およびスポーツ試合を題材とした実況放送や、子供を対象とした「子供の時間」などに現れる満洲国の姿は興味深い。音楽放送の一部である「満洲国原住民音楽」を通して、多民族国家を鮮明化しようとした満洲国の音楽放送。あるいは政治性を排除した娯楽として放送されたラジオドラマ、ラジオ小説などから窺える「満洲文化」はどのように位置付けられるのか。これらを明らかにすることで、歴史研究だけでなく、メディア、社会学、文化研究にも大きな意味を持つはずである。

最後に、現在中国では満洲国のラジオ放送に関する研究は少なく、あっても日本の植民地統治手

段として位置付ける段階に留まっている。保存資料を最大限に利用し、満洲国における放送としてだけでなく、同時代の中国のラジオ放送と如何に連動していたのか、相互の影響を明らかにすることから満洲国のラジオ放送を再検討することも必要であろう。日本と中国と大いに関係する満洲国、そしてほとんど未開拓な領域である満洲国のラジオ放送に関する研究を通して、これからの日中文化交流に多少でも役立つことができるなら、筆者としても大きな喜びである。

「満洲国」のラジオ放送
目次

第一章 満洲国におけるラジオ放送事業の展開

1 中国東北部におけるラジオ放送事業の開始 2

2 満洲電信電話株式会社が成立する前の放送事業 7

3 満洲電信電話株式会社によるラジオ放送事業 15

(1) 全滿放送施設の拡充 15

(2) ラジオ放送の普及活動 20

(3) 満洲ラジオ普及株式会社と電々型受信機 23

(4) 農村の聴取措置 30

4 聴取者数からみる満洲国のラジオ放送事業 35

第二章 放送内容の構成と審査

1 二重放送体制 42

(1) 二重放送体制の確立と番組刷新 42

(2) ニュース番組放送における時間遅延 47

(3) 政策の時間と国民の時間、「省市政」の時間 49

2 放送内容の分類と三大放送 51

(1)	教養放送	51
(2)	娯楽放送	58
(3)	報道放送	61
3	放送内容の審査と検閲	73

第三章 ニュース報道からみる満洲国のラジオと新聞

1	満洲国における報道統制機関——満洲国通信社、満洲電信電話株式会社と満洲弘報協会	84
2	日本における新聞とラジオの競合と共存	87
3	満洲国における新聞とラジオの連携	89
4	戦争報道における新聞とラジオの格差	96
5	資料…時事ニュース	107
6	資料…『満洲日日新聞』のラジオ放送に関する記事一覧	111

第四章 ラジオドラマ

1	ラジオドラマの登場と発展	134
2	ラジオドラマの分類と二つの創作形態	137
3	ラジオドラマと「国策劇」	141
4	二つのテキストからみる満洲国のラジオドラマ	147

	(1)	「救生船」	147
	(2)	「拓けゆく楽土」	151
5		ラジオドラマの没落	156
	(1)	ラジオドラマと検閲	156
	(2)	ラジオドラマの没落	160
6		満映作品のラジオドラマ化について	161
	(1)	満洲国の新聞・ラジオ・映画	161
	(2)	「国法無私」からみる新聞とラジオの協力	167
	(3)	「国法無私」に隠された満映の意図と動向	172
	(4)	満映と電々について	176
7		満洲国ラジオドラマの意義	179
8		資料・放送されたラジオドラマ作品一覧	181
9		資料…二つの脚本	184
第五章 学校放送			
	1	学校放送について	214
2		学校放送の発端と拡大	216
	(1)	日本における学校放送	216

第六章 ラジオ体操

- 1 忘れられた満洲国のラジオ体操 236
- 2 日本から満洲へわたったラジオ体操 237
 - (1) 日本のラジオ体操 237
 - (2) 大連のラジオ体操 238
 - (3) 大連におけるラジオ体操の普及 240
 - (4) ラジオ体操の儀式的機能 242
- 3 満洲国のラジオ体操 246
 - (1) 建国体操の誕生 246
 - (2) 建国体操の拡大計画 248
 - (3) ラジオ体操の儀式的機能に対する検証 250
- 4 満洲国におけるラジオ体操について 253
- 5 学校放送から考える 232
- 6 資料・学校放送 233
- 7 戦時における学校放送の変容 230
- 8 イデオロギー装置としての学校放送 225
- 9 満洲地域の学校放送 (2)

第七章 多元的な満洲国ラジオ放送

- 1 国際放送にみる満洲国の放送戦略 258
 - (1) 越境するラジオ放送 258
 - (2) 文化宣揚のための国際放送 259
 - (3) 国際舞台に登場する満洲国のラジオ放送 263
 - (4) 戦争に巻き込まれる国際放送 266
 - (5) 国際放送による「国家創出」 270
- 2 児童向けの放送 273
 - (1) 満洲国の児童とラジオ 273
 - (2) 満洲国の児童と政治 277
 - (3) ラジオにおける児童の政治的イメージ 279
 - (4) 「ヨイコ」からみる児童、ラジオ、政治の三者関係 283
 - (5) 児童向けの放送と政治操作 287
- 3 音楽放送と実況放送 289
 - (1) 音楽放送とその検閲について 289
 - (2) 実況放送 294

第八章 放送事業の終焉

あ と が き	参 考 文 献	注 318	お わ り に
341	334		309

ここでは、議論の前提として、満洲電信電話株式会社（以下電々と略す）が成立する以前のラジオ運営状況、電々が成立した後のラジオ放送運営状況を紹介する。そして、電々による放送施設の拡充、普及計画および普及成果を中心に、満洲国におけるラジオ放送の状況を概観する。時間軸にそって満洲国成立以前の中国東北部におけるラジオ放送事業、電々が成立するまでのラジオ放送事業、電々によるラジオ放送事業をまとめる。その上で、聴取者数の変化と対照し、電々の放送施設の拡充、ラジオ放送の普及活動の効果を考察し、満洲国のラジオ放送の事業運営上の全体像を明らかにする。

1 中国東北部におけるラジオ放送事業の開始

満洲国のラジオ放送事業は、事業運営と放送内容に二分化してみることができる。事業運営は、放送局の建設や整備、受信機の開発や販売、聴取者の獲得などである。これに対し、電波に乗り放送される番組内容、およびそこに潜んでいる放送の理念は形がない。本論第一章では、まず事業運営に着目したい。その起源、発展、および普及の諸側面を明らかにし、その上で聴取者に対する検証を行う。

満洲国以前の中国東北地域でも、すでにラジオ放送は開始されていた。関東州の大連放送局のほか、中国側によって作られたハルビン放送局もあった。しかし、それらに関する資料は散逸したものが多く、検証作業に困難が伴う。ここでは、中国側が自力で放送局を建設する歴史事実と、当時の地方政府が東北地域において開始した放送事業の概容について簡単に整理しておく。

一九二二年のワシントン会議決議案により、各国が持つ中国での無線電話局の管理権を中国が回収することとなった。これをもって、東三省保安軍陸軍整理処が当時ハルビン南崗馬家溝にあるロシア所屬の放送局を接收し、東三省無線電台（放送局）と改称した。一九二二年一月三〇日、東三省陸軍整理処に東三省無線電台の管理権が移され、軍事用放送局となった。

その後、一九二六年までに、中国東北地域に、東三省無線電台以外にも、当時の東三省無線電台副台長の劉瀚^{〔1〕}により東三省無線電台から機械を一部持ち出し、奉天、長春、チチハルにも無線電台が設置された。しかし、これらはニュースの伝達と民間用の無線電報のための実験用無線電台施設に過ぎず、正式なラジオ放送局はまだ設立されていなかった。この実験レベルのラジオ放送に対しては、以下のような評価がある。

哈爾濱通訊 東北無線電哈爾濱分台 奉天との無線電連絡が完成した後、より使いやすくなつたと評価を受け、利用者は日々増加している。昔は日本人四、五戸、中国人十五戸という数字であつたが、現在は日本人も十数戸にのぼっている。両方とも増加する一方であり、将来百戸を突破することが可能である。この放送局の調査により、哈爾濱に在住する外国人のうち、受信機を設置することができる者は、少なくとも百五十戸以上であることが分かつた。ゆえに、今年の八月に南崗において受信局を増設し、その普及を図る。在住日本人によると、この計画が完成すれば、日本内地の大都市とほぼ同じレベルになるので、今後の廣播無線電は必ず大いに發展するはずである。また、フランスから新しい発信機を運んできたので、現在実験してい

るところである。これが完成したら、すぐに実験放送展示会を開催する予定である。⁽²⁾

一九二六年八月、実験放送による成果を挙げるため、劉瀚はハルビン市南崗転角楼の中に放送接收機械を置き、四日間の実験放送展示会を行った。展示会には政界、軍部の上層部以外に、各国領事館の領事も呼ばれた。放送内容は講演、京劇、レコードなどであった。展示会が成功した後、同年九月二二日、ハルビン道里外国八道街一八号にハルビン無線電放送局とハルビン無線電放送局事務所が設立された。⁽³⁾

この時期の中国東北の放送事業の発展に、劉瀚という人物は大いに貢献をした。一九一三年、無線電の専門的人材を育てるために、民国政府によって交通伝習所が設立された。劉瀚はその一期生として学んだ。交通部によって運営されたこの伝習所は、中国の郵政および電信の専門的知識を教習する唯一の学校であった。劉瀚はそこで無線電に関する知識、技術を身につけただけではなく、さまざまな無線電に関係する人物と出会った。上海、北京の無線電局などで働いていた彼は、最後に無線電話業務の開発を図る陸軍部が設立した陸軍部無線電教練所に教員として配属された。彼の指導を受け、その教練所から卒業した学生として、後に張学良の通信团团長を務めた、東北交通委員会電政監督蔣斌を始め、東北無線電局長馬庭来など数多くいた。そして、彼は陸軍部に直属していたため、奉系張作霖軍のところに派遣され、張作霖のもとで無線電通信作業を担当した経験もあった。こうして奉系軍閥と関わっていた彼は、張作霖が南滿鉄道沿線の日本電報通信網と対抗し、独自の無線電通信事業を開発しようとした時に呼ばれ、中国東北地域の無線電放送事業との関係を

深めた。当時の無線電事業を開発するために設立した陸軍整理処工務処に誘われた彼は、伝習所時代の同期や後輩も数多くいたため、自由に才能を発揮することができた。奉天とハルビンを中心とした無線電通信事業の開発を任された彼は、前述の実験放送のほか、外国系の放送施設の整理と回収作業も行った。

そのために、ハルビン無線電局副局長であった劉瀚は、東北無線長距離電話監督処（北洋政府に所属）を通して、「放送無線電條例」を公布した。全文は次の如く九ヶ条からなっている。

第一條 東北無線長距離電話監督処ハ文化ヲ普及シ商情ヲ通報スル為東三省内相当地点ヲ択ヒ放送局ヲ設ケ無線放送事業ヲ取扱フ

第二條 放送局ハ毎日規定時間ニ於テ無線ヲ以テ新聞、商情、音楽、歌曲、講演等ヲ放送シ公衆ノ聴取ニ供ス其ノ詳細ノ取扱方ハ同局ニテ別ニ之ヲ定ム

第三條 放送局放送ノ新聞、商情、音楽、歌曲、講演等ハ東三省内ノ居住者ハ何レモ聴取器ヲ装置シ之ヲ聴取スルコトヲ得但シ東北無線長距離電話監督処所定ノ聴取器設置規定ヲ絶対ニ遵守スベシ

第四條 東三省内所要ノ聴取器及附属品並零細品等ハ内外商店ヲ問ワズ何レモ運輸発売スルコトヲ得但シ東北無線長距離電話監督処所定ノ聴取器具運搬発売規則ヲ絶対ニ遵守スベシ

第五條 放送無線聴取器及附属品並零細品等ノ東三省内輸入ハ各港荷揚ノ際運搬ノ商店ハ規定ノ輸入許可証ヲ提示スルノ外東北無線長距離電話監督処出張員ノ検査ヲ受クベシ其ノ詳細ノ

取扱方ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 何人ヲ問ワズ東三省内ニ密輸又ハ密売シ或ハ何種ノ無線器具ヲ論ゼズ之ヲ私設シ放送事業を営ムコトヲ得ズ若シ違反シタル者ハ其ノ機器全部ヲ没収スルノ外現大洋二千元以上一萬元以下ノ罰金ニ処ス但シ我陸海軍機関ノ無線機器ニシテ軍事通信専用又ハ特別事情アル者ハ鎮威上將軍公署ニ申請許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニアラズ

第七條 私人又ハ団体ニ於テ東北無線放送局ニテ公衆へ宣告又ハ講演セントスル者ハ先ヅ原稿ヲ該局ニ提示シ許可ヲ受ケ且相當ノ費用ヲ納付スベシ

第八條 放送局ハ長距離電話線ヲ使用シ他市ニ接続通報センスル時ハ該局ハ隨時交渉ノ上処理スベシ

第九條 本條例ハ鎮威上將軍公署ニ提出シ得テ公布ノ日ヨリ施行ス若シ不備ノ点アル時ハ隨時申請シ之ヲ改定スルコトヲ得⁽⁴⁾

同時に、「装設广播無線電聴取器規則」および「广播無線電聴取器販売規則」も合わせて発表されたので、中国東北における無線電放送事業の統一管理、そして、比較的にな自由な試行環境を作り出した。

一九二六年一〇月一日、ハルビン放送局は出力一〇〇ワット、周波数一〇七キロサイクル、呼出符号をXOHとし、中国人により経営される最初のラジオ放送を始めた。放送時間は毎日二時間とし、内容としては経済市況、ニュース、音楽、演芸などが主であった。一九二八年一月一日、放送

電力を一キロワットに増強し、長官公署街に新庁舎が落成されるとともに、呼出符号をCOHBにし、本格的な放送を開始した。一方、奉天でも、東北無線長距離電話監督処の管轄下に商埠地馬路湾で一〇月に奉天放送局が設立され、出力二キロワット、COMKの呼出符号を使用して放送を開始した。また「放送無線電條例」に従い、東北における全ての放送施設が審査を受けることとなり、条例に違反していると見なされた放送施設が撤去された。これで当時の中国における初めて独自の放送条例に基づき、放送事業を運営、管理することとなった。

以上まとめたとように、東北地方のラジオ放送は官営体制によって比較的早くから操業していた。このことから、当時の政府の他国に対する示威行為も多少見えてくる。プログラムの編成に関しても相当な努力を払い、奉天放送局がいち早くドイツのナウエン放送局と交信し、ハルビン放送局が国際都市の特性を活かし、露語・中国語の混淆放送といった斬新な放送形式を採用したため、聴取者数は奉天で八五〇名、ハルビンでは一二〇〇名に上った。しかし、放送網は経営に必要なラジオ受信機の普及政策および条件が揃わなかったため、後の中ソ紛争、満洲事変を経て、劉瀚を代表とした放送側が次第に放送事業を運営する力を失い、東北最初のラジオ放送事業は終焉を迎えた。

2 満洲電信電話株式会社が成立する前の放送事業

中国人によって奉天とハルビンに設置された放送局は、放送内容、そして聴取状況に関らず後の満洲における放送事業に対して大きな影響を及ぼした。満洲事変が勃発して日本軍が東北に入った

ここでは、新聞という伝統的メディアが存在していた満洲国でのラジオの位置付け、そして、両者の関係について考える。新聞を代表とする出版物は伝統的なメディアとして民衆に受け入れられていたが、ラジオと映画は満洲国の人々にとって斬新なメディアであった。こうした状況のなか、ラジオは如何にして新聞と共存していたのか、互いにどのような力関係であったのかを明らかにしたい。

1 満洲国における報道統制機関——満洲国通信社、満洲電信電話株式会社と満洲弘報協会

ラジオが登場する前、日常の情報源として満洲でもっとも民衆に認知され、普及していたマス・メディアは言うまでもなく新聞であった。ラジオが普及しはじめ、徐々に民衆へ浸透していくにしたがい、新しい種類の情報源として新聞との関わりも次第に深くなった。伝える内容や形式からみると、ニュース、娯楽、文化などを主体として両者は共通している。しかし、文字が読めなくても、受信さえできれば情報伝達が可能となるラジオは新聞と異なる魅力を持っていた。

満洲国のニュース放送に関して、電々は以下のような認識を示していた。

満洲のニュースはAK(JOAK、東京中央放送局…引用者注)の中継ニュースを主とし満洲のニュースを従としている。このためニュースは全満各局ともこれを中継するが、AKニュース終了後は全満各放送局で独自の立場から国通ニュースを編輯、放送したのであるが、国通ニュースは各放送局の所在地によって早い遅いがあり、またニュースに対する見解の相違に

よって放送する局と放送しない局があると云う不統一が生じるので、ニュースの弘報性に鑑み、満洲国関係のニュースの統制、一元化が必要となった。¹⁾

満洲国の初期のニュース放送は、日本からの中継放送を主とし、その後は各放送局が満洲国通信社のニュースを編集し、放送するという仕組みであった。満洲国通信社が成立当初、満洲国内の各新聞紙を統合管理するための機関とされていた。そのもつとも大きな機能は、新聞に載せるニュース情報の配給であった。ラジオ放送も「国通」から提供されたニュースを編成し、放送するという流れであり、各放送局の立場によってその内容が統一されていなかったが、ラジオと新聞を結びつけたのは満洲国通信社であったことが明白である。つまり、ニュースソースは一つだったのである。しかも、輿論統制を目的に設立された満洲国通信社と、宣伝機能が重視され、異民族の文化面における統合を目指すラジオは、事実上、関東軍の統制指導を受けていたので、少なくともニュース報道の面で同じ指導方針下におかれていたはずである。また、多民族への浸透を目指したラジオにとって、普及に加勢するという意味で、さまざまなコラムを設けて丹念に宣伝を行った新聞の力を無視することができなかった。したがって、新聞とラジオの関係を検討することも、満洲国のラジオ放送事業を研究する上で不可欠な作業となる。

ニュース報道は、ラジオ放送の一つの機能でしかないが、放送と新聞は情報源としての機能面でのようなつながりがあるのか、同じ指導方針を受けていたとしても、なにが違うのかを明らかにすることで、満洲国でのラジオ放送の位置付けがより明確になるはずである。

満洲国の報道統制体制の形成との関連から満洲国通信社の誕生と発展の経緯を簡単にまとめておく。

満洲事変後、輿論統制の重要性を認識した関東軍は、新聞紙数の統制及びニュースソースの統制という二つの面で動き始めた。これに応じて作られたのが満洲国通信社（以下国通と略す）であった。一九三二年一〇月、満洲国通信社創立準備委員会が設置され、一ヶ月後の十一月一五日に関東軍幕僚会議でその設立の件が正式に承認された。そして、二月一日をもって新京で設立された。

関東軍の指導下に成立した国通は「国家的新聞通信機関」であり、満洲国における新聞通信を統制し、「指導的立場」にあった。「第一は、対内通信（受信）の統制については、①電通、新聞連合社より供給されるニュースを統制し、さらにそれを満洲各地に発信する。②なるべく速やかに世界各国の代表通信社と連絡し、そこから入るニュースを受信し、それを取捨選択して満洲各地に発信する。第二は、対外通信（発信）の統制については、満洲各地のニュースを本社（設立予定の新通信社）に集中させ、それを統制して電通、新聞連合社に供給し、日本、中国内陸部、欧米各国に発信する」という構造であった。

これとともに、「①国通に対する満洲国政府の指導と監督機関の確立、②満洲国政府と国通の法的関係の決定、所要経費の補助、③ニュースの対内外無線電信送受信の独占、広告に関する便宜、④満洲国政府関係機関のニュース収集に関する便宜」などと定められている。^③

このように、ニュース報道における独占、強権的な機関が完成し、満洲国における新聞や放送の情報源は次第に国通の統制下に入るようになった。さらに新聞業界を浄化するために、一九三六年

に満洲弘報協会が設立された。満洲弘報協会は、満洲国政府、満鉄、電々がそれぞれ出資し、設立された機関で、主な目的として、満洲国内の有力な新聞社を加盟させ、新聞界を統一管制することであった。当時国通傘下の新聞、通信社以外の通信社および新聞社も存在していたが、関東軍の言論機関に対する整理によってほとんど統合・買収され、消滅した。新聞は、ほぼ『満洲日日新聞』系統（協会加盟の日本語、英語、ロシア語新聞を網羅）および『大同報』系統（協会加盟の中国語、朝鮮語新聞を網羅）の二大系列にまとめられた。

2 日本における新聞とラジオの競合と共存

ラジオの誕生は日本の新聞発展史上、当初は存立の危機に直面したと見られていた。瞬時にニュースを各地に設置してある受信機を通じて全国に届けるラジオは、同じく一秒も早くニュースを伝えたい新聞社から見れば、当然脅威を感じる相手であった。日本における新聞とラジオの歴史をたどると、対立から共存への関係が見えてくる。一九二〇年代に登場したラジオに対して、新聞は当初、競争相手として見なし、ラジオ放送の発展を制約する動きや、謀略的政策を打ち出した。しかし結局、ニュースの速報性では到底ラジオの相手にならない事実を認識し、ラジオと共存するために互いに利用し始めるようになった。

日本の新聞社がラジオの驚異的な威力に気づかせられたのは、満洲事変であった。事変に関する最初の情報は翌日十九日に日本に届いた。朝日新聞をはじめいくつかの新聞社はかるうじて最終版

に記事を載せることで対応ができたが、ラジオは早くもその日の朝からラジオ体操の時間をつぶして臨時ニュースとして放送した。新聞社に対して相当なダメージを与えたこの事件をきっかけに、日本の新聞社はラジオのニュース放送を遅らせようと、いくつか戦略を練ったが、結局、一九三六年の二・二六事件で再び惨敗した。

二・二六事件で政府は戒厳体制を敷き、新聞の取材も制約された。しかし、ラジオは戒厳司令部の命令で司令部のなかに放送機材を設置し、司令部の発表がすべてそこから発せられた。新聞社は身動き取れない状態となり、ラジオ放送に先行を許し、傍観するよりほかはなかった。当時、戒厳司令部に置かれた記者クラブに属していた東京日日新聞の記者石橋恒喜は、「やはり速報性においては、新聞は放送にはとてもかなわんなと思いました」と述べている。この事件は、ラジオに対する制限に執着していた新聞人に自らの立場の再考を促した。ところが「ラジオ脅威論」を唱えた各新聞社だったが、その時期の販売部数を実は伸ばしていたのである。その理由は、ラジオの存在を抹消できないと判断した新聞社は、ラジオと競い合うと同時に、ラジオと共存するためのさまざまな試みも行ったからである。たとえば新聞の紙面に「ラジオ欄、号外の写真グラフ化、体育大会のラジオ中継など」を掲載しはじめたのである。⁴

これらの試みには一つの共通点が見られる。すなわち、ラジオの瞬時性・速報性という特徴を活かしつつ、それだけでは情報伝達のメディアとして不足する情報量の補足および充実を図ったのである。新聞に掲載していたラジオ欄には、単に番組表だけでなく、番組内容や出演者の紹介も含まれていた。これらは聴取者がラジオを聴く前の予備知識となり、とくに受信機の機能が完璧では

なかった時代、電波の影響で放送内容が聞きづらいつつあった頻発問題の解決法にもなった。一方、グラフ写真もラジオ放送ではできない機能だった。つまりニュースの視覚化である。ニュースの速報性ではラジオに負けた新聞にとつて、テレビ技術がまだ実用化されていないその時代、音声メディアであるラジオが到底伝えられない写真などを利用した、このニュースの視覚化は切り札であった。そして、新聞社主催の野球大会のラジオ中継というのは、ラジオがリアルタイムのスポーツ観戦の楽しみをもたらす一方で、新聞が関連記事も掲載するという伝統メディアと新興メディアのコラボレーションで、より充実した情報を提供するようになった。以上のようにさまざまな試みが行われながら、ラジオと新聞は共存共栄の道を開き、両者は対立から、協力相手に転換していった。

3 満洲国における新聞とラジオの連携

では、満洲国のラジオと新聞は、対立する時期があったのか。満洲国のラジオ放送は発展時期を言えば、ほぼ日本のそれと同じであった。そして、ラジオ放送の運営や形態などは、日本の強い影響下にあったことも第一章と第二章で示した通りである。しかし、前節で述べたように、満洲国では新聞とラジオは等しくニュースソースの統制で国通によって結ばれ、競争関係にはなっていないか。では満洲国のラジオは新聞とどう融合していたのか。以下満洲国の報道放送の一面を検討してみたい。

考察にあたり、第二章でも示した電々の社史による「満洲国重大ニュース放送年表」から一〇件

第五章と第六章では、満洲国のラジオ放送をイデオロギー諸装置の一つと定義し、その機能を考える。この二章で取り上げるのは、教養放送の一環である学校放送と、放送とスポーツを結合させたラジオ体操である。この二種類の放送は前章までに述べた放送内容と違い、受信機が作り出した聴取空間から社会公共空間にまで浸透したところが、その共通点であり、特徴である。放送と教育を結びつけて作り出された学校放送は、満洲国で独自の放送形態を有していた。それは生徒に対する教育放送というより、教師の育成を重視したことである。そして、放送とスポーツの融合から生み出されたラジオ体操は、やはり日本におけるラジオ体操の成功を参考にし、満洲国の多民族性を乗り越え、「国民統合」の身体的儀式としての建国体操が編み出された。社会公共空間にまで浸透して、放送側の理念をもつとも直接的に聴取側に押し付けたこと、つまりさまざまな社会機関とともに、イデオロギー諸装置として放送が利用されたことが、学校放送とラジオ体操の共通した特徴である。以上の点を念頭に置き、ラジオ放送のイデオロギー機能とコミュニケーション機能について考察する。

1 学校放送について

前章で触れたように、満洲国のラジオ放送には指導的イデオロギーが常に盛り込まれていた。報道放送と娯楽放送の成長とともに、電々の施設拡充も次第に大規模となり、満洲国でのラジオ聴取者は数十万人にまで達する飛躍的な普及を見せた。この実績からみれば、放送側の方針はそれなりの効果があったことは否めない。しかし、放送内容からみれば、報道放送と娯楽放送は、聴取者の

需要に応える放送形式であり、そこにイデオロギー的内容を注ぎ込む場合には、あくまで隠蔽的であればならなかった。そのバランスは慎重に調整する必要があった。ラジオドラマが満洲国で衰退したのは、不適切な調整がもたらしたと考えられる。一方、報道放送と娯楽放送に比べ、教養放送のほうは、聴取側の需要というより、放送側のイデオロギー的指導がより直接的に伝わりやすい形式であった。もちろん、聴衆者の好みを完全に無視することはできないが、バランスの調整という面で言えば、放送側にとって比較的操作用しやすい領域であった。

教養放送とは、第二章で簡単に紹介したように、放送番組で「満洲語講座」、「日本語講座」、「家庭の時間」、「幼児の時間」、「政策の時間」、「省市政の時間」などを指す。そのほか、前章で論じた講演放送も、この分類に入れられている。特定の社会属性をもつ集団をターゲットに、放送内容を編成し、放送することは、教養放送の一つの特徴である。聴取対象を特定することによって、聴取者のコントロールも比較的容易であった。たとえば、公務員を聴取対象に想定した「省市政の時間」は、各官署に聴取規定を作らせることを通し、ほぼ強制聴取に近い効果を果たせた(第二章 1—3) 政策の時間と国民の時間、「省市政」の時間を参照)。公務員のほか、教養放送の対象にされた大きな集団とえば、学校を社会生活の中心としていた教師と生徒たちであった。そのため学校放送は、教養放送のなかで特別な性格を持つ放送形式であった。「省市政の時間」と同じく、教室などの校内施設が番組聴取の場所とされた学校放送は、家庭の受信機が作り出す聴取空間を遙かに超越していた。また、学校という特定の社会属性を有する対象に放送することで、ラジオはより大きな機能を発揮することになった。教養放送の一面を学校放送を対象に、考察することにする。

ところで、学校放送という概念は満洲国ではじめて現れたものではなく、一九三五年、日本で教育補助を目的として打ちだされた。学校や放送などを、イデオロギーの諸装置として定義するルイ・アルチュセールのとらえ方に従えば、政府、行政機関、軍隊などの中央集権化された単一体に對して「社会諸構成体」には教育、宗教、家族、政治、組合、情報、文化などの多様な「装置」がある。前者は「国家の抑圧装置」として、「力」によって機能するものであり、後者は「国家のイデオロギー諸装置」と呼ばれ、イデオロギーによって機能する。傀儡国家として作られた満洲国は、日本によるイデオロギーの浸透が常に深く根をおろしている植民地でありながら、表面上は独立国家としての装置や諸社会装置を備えていて、それぞれの機能を行使していた。当時の満洲地域でラジオ放送事業が大いに推進されたのもその一つの表われであった。

本章ではあまり注目されてこなかった、日本の学校放送の満洲地域への拡大過程とその内容を検討し、放送内容や放送方針における「国語政策」、「多民族統合」というイデオロギー的な面に視点を置き、学校と放送を組み合わせた装置の機能を検証する。

2 学校放送の発端と拡大

(1) 日本における学校放送

日本ラジオ聴取者数の大幅な増加に伴い、ラジオの教育的機能に対する期待も大きくなってきた。昭和四年初頭に、東京中央放送局を中心に教育放送委員会が作られ、二月に開かれた会議では、

「社会教育をいかに処理すべきか。組織的なる学校教育の方法によるべきか、あるいは通信授業の形式によるべきか」などが議論された。

委員会では、ラジオによる教育放送は、通信教育の形式によるべきことで意見が一致し、数回にわたって審議を重ねた結果、小学生に対する放送（音楽など）、中学男女生徒に対する放送（学習学科の補助となるもの、修養に関するもの、鑑賞的なもの）などの放送内容が決められ、いわゆる学校放送のひな形ができあがった。

審議案が出されてから、東京放送局や大阪放送局を始め、学校放送の実践・実験が数多く行われたが、全国向け放送が決まったのは、一九三五年であった。放送開始十周年の際に行われた放送番組の拡充に伴い、学校放送が全国放送に登場した。通信省と文部省の共同審議の結果、四月十五日、当時の文部大臣松田源治の講演をもって、「学校の先生が致します児童の訓育や学科目の授業活動に、力をあわせて先生のお仕事を助ける性格のものであります」という役目が定められた。放送初日の番組内容は以下のようであった。

午前 七・五〇 ラジオ体操

八・〇〇 朝礼の時間

国歌「君が代」斉唱

訓話 学校放送の開始にあたって 文部大臣松田源治

一一・〇〇 尋常一・二年の時間

代珂 (だいか)

1985年中国安徽省生まれ。首都大学東京大学院人文科学研究科博士後期課程修了(文学博士)。現在、同大学人文社会学部中国文化論教室助教。専攻は中国文学、メディア文化研究。著書に『偽満洲国文学研究在日本』(共編著 中国：北方文芸出版社 2017) 他がある。

満洲国のラジオ放送

2020年1月15日 初版第1刷印刷

2020年1月30日 初版第1刷発行

著者 代 珂

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

東京都千代田区神田神保町 2-23 北井ビル (〒101-0051)

tel. 03 (3264) 5254 fax. 03 (3264) 5232 web. <http://www.ronso.co.jp/>

振替口座 00160-1-155266

装幀／宗利淳一

印刷・製本／中央精版印刷 組版／株式会社グーツフィールド

ISBN978-4-8460-1823-8 ©2020 Dai Ka, Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。